

## 単価契約書

- 1 件 名 事務用品等の購入（単価契約）
- 2 契約単価 仕様書 別紙1のとおり
- 3 規格及び予定数量 仕様書 別紙1のとおり
- 4 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 5 履行場所 仕様書 別紙2のとおり

支出負担行為担当官 東北運輸局長 ○○ ○○、支出負担行為担当官 仙台管区气象台長 ○○ ○○、分任支出負担行為担当官 国土地理院東北地方測量部長 ○○ ○○、支出負担行為担当官 東北防衛局長 ○○ ○○ 及び支出負担行為担当官 仙台出入国在留管理局監理官 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と ○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○（以下「受注者」という。）とは、次の条項により事務用品の購入（単価契約）に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

上記契約を証するため、この証書6通を作成し、発注者と受注者とが各自1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
支出負担行為担当官  
東北運輸局長 ○○ ○○

発注者 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号  
支出負担行為担当官  
仙台管区气象台長 ○○ ○○

発注者 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号  
分任支出負担行為担当官  
国土地理院東北地方測量部長 ○○ ○○

発注者 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号  
支出負担行為担当官  
東北防衛局長 ○○ ○○

発注者 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目3番20号  
支出負担行為担当官  
仙台出入国在留管理局監理官 ○○ ○○

受注者 ○○県○○市○○区○○○丁目○番○号  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第3条 発注者は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議し書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

この場合における賠償額は、発注者と受注者で協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第4条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責に帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者で協議して書面により定める。

(納入の通知等)

第5条 受注者は、納品の際は、規格・数量の確認ができる書類を添付すること。

また、納品にあたっては、事前に納入先と連絡をとり、納品日の調整を行うこと。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者から前条第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受注者の立ち会いを求めて当該物品の検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者が前項の検査に立ち会わないとき、発注者は、受注者欠席のまま検査を行うことができる。

3 第1項の検査に合格しない場合は、受注者は、発注者の指示により物品の取替又は補修を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 物品の納入及び検査に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、別紙仕様書において別段の定めをしたときは、その定めに従うものとする。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求することができる。

請求の際は請求書を①「東北運輸局(管内各官署分含む)分」、②「仙台管区气象台(管内各官署分含む)分」、③「国土地理院東北地方測量部分」、④「東北防衛局(管内各官署分含む)分」、⑤「仙台出入国在留管理局(管内各官署分含む)分」をそれぞれ作成し、各発注担当機関あて提出すること。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内

(以下「約定期間」という。)に契約代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

第8条 受注者は、分納期限を定めた物品を納入し、第6条第1項の検査に合格し、引渡しを完了したときは、書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払を請求することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、納入期限(分納の期日を定めたときはその期日)までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込のあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額からすでに検査に合格し引渡しを完了した物品に相応する契約代金を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により、第7条第2項及び第8条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で定める割合(年2.5%)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入が完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、納入しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 五 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 一 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反の事実が是正されないとき。
  - 二 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
  - 三 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
  - 四 第20条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。
  - 五 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員、支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - 六 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 八 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしたと認められるとき。
  - 九 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において既納物品があるときは、発注者の所有とす

ることができる。この場合において、発注者は、当該物品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受注者は、契約金額又は契約を解除する部分の契約金額相当額の1/10を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、第3条の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第18条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が納入の完了前に解除された場合において、受注者が既に納入を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分の代金は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に納入を完了することができないとき。
- 二 この契約の物品に契約不適合があるとき。
- 三 第12条又は第13条の規定により、物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額

の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条又は第13条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相当する業務料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項に規定する協議が整わないとき。
- 二 天災その他の不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。
- 三 発注者が契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対し

て行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第22条 発注者は、引き渡された物品に関し、第6条第1項及び第2項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。

ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(損害金等の徴収)

第 23 条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日で年 3.0 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 24 条 この契約書の各条項において発注者と受注者で協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者で協議し特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(秘密の保持)

第 25 条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたって業務上知り得た相互の秘密事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(補 則)

第 26 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。